

重要事項説明書

1. 事業の目的

一般財団法人育生会が開設する育生会訪問看護ステーション ユーカ리는、介護保険の趣旨に基づき、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

育生会訪問看護ステーション ユーカ리는、要支援又は要介護状態にある利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、精神・身体の特徴をふまえて全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援を行います。

訪問看護・介護予防訪問看護の実施にあたっては、利用者が関係する市町村や事業所、及び地域の保健・医療・福祉サービス等、綿密な連携を図り、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは介護状態となることの予防のために適切なサービスの提供に努めます。

3. 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人別	一般財団法人 育生会
代表者名	碓井 貞彦
所在地・連絡先	住所：横浜市保土ヶ谷区狩場町 200-7 電話：045-712-9921

4. 事業所の概要

事業所名	育生会訪問看護ステーション ユーカリ
所在地	横浜市保土ヶ谷区狩場町 200-7
電話番号	045-741-2203
介護保険指定事業者番号	1460690180
管理者	仲摩 光子
サービスを提供する地域	保土ヶ谷区・南区・港南区・戸塚区・旭区 (港南区、戸塚区、旭区は一部地域) その他の地域の方は相談の上検討させていただきます

5. 事業所の職員体制等

令和6年2月1日現在

管 理 者	1名
常 勤 看 護 師	6名
非 常 勤 看 護 師	1名
常 勤 理 学 療 法 士	1名
常 勤 兼 務 理 学 療 法 士	1名
常 勤 作 業 療 法 士	1名
非 常 勤 作 業 療 法 士	1名
常 勤 事 務 員 等	1名

6. 業務日及び営業時間

業務日	営業時間
月曜日～金曜日	8:30 ～ 17:00
土日祝日、12月30日～1月3日	お休みとなります

7. サービス内容

- | | |
|---------------|---------------|
| ①病状の観察・健康維持 | ②医療処置・医療機器管理 |
| ③介護相談 | ④看取りの看護（緩和ケア） |
| ⑤排泄や栄養・保清等の支援 | ⑤リハビリテーション |
| ⑥認知症や精神疾病の看護 | ⑦多職種との連携 |
| ⑧社会資源の活用 | |

8. サービスの予定

曜日	時間帯	概要
	: ~ :	
	: ~ :	
	: ~ :	
	: ~ :	
	: ~ :	

(注) 利用者のご都合により日時を変更する場合は、協議して決めます

サービス提供にあたっては、主治医の指示に基づき、別添の「訪問看護指示書」に沿って計画的に提供します。

9. サービス提供の記録等

サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に必要事項を記入し利用者の確認（確認印）を受けます。

10. サービス提供の責任者

サービス提供の責任者は次のとおりです。

サービスについてご相談ご不満がある場合は、どんなことでもお寄せ下さい。

氏名： 仲摩 光子 連絡先電話番号 045 (741) 2203

11. サービス利用料及び利用者負担金

①介護保険及び医療保険の利用料金は、利用者負担割合通りになります。

②運営基準（省令）で定められた「その他の費用」は、全額自己負担になります。

③訪問看護利用料に関しては別紙のとおりです。

12. 支払い方法

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、事業者が定める翌月の期日までに、お支払いいただきます。原則、口座振替によるお支払いとなります。請求・領収書は訪問時に担当者が持参しお渡し致します

13. キャンセル料

キャンセル料は頂いておりません。サービスをお休みする際には、予定が判明した時点でお知らせ下さい。遅くとも訪問前日までに連絡をお願い致します。TEL:045-741-2203

14. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

主治医	病 院 名	
	氏 名	
	連 絡 先	
ご家族緊急連絡先	氏 名	
	連 絡 先	

15. 高齢者虐待防止法について

事業者は、利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

16. 感染症対策の対応について

感染症発生時においても必要な訪問看護サービスが継続的に提供できる体制を確保するために業務継続計画を作成します。

事業者は、当法人の感染対策委員会に属し、定期会議の結果について周知し感染症の予防及びまんえん防止の為に、研修及び訓練を定期的実施します。

17. 自然災害発生時の対応について

災害発生時においても必要な訪問看護サービスが継続的に提供できる体制を確保するために業務継続計画を作成します。

地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、通常通りの訪問を実施できない場合やサービス提供を中止する場合があります。

18. ハラスメント対策について

利用者・家族との信頼関係のもとに、安心安全な環境で質の高いケアを提供できるよう以下の点についてご協力をお願いします。

サービス利用中に、利用者ご家族が暴力、ハラスメントを行った場合は、サービスを中止し、状況や改善の理解が得られない場合は契約を解除する場合があります。

(ハラスメントとは：叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す等)

19. 秘密保持

事業所職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。ただし、訪問するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

20. 相談窓口・苦情等

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	045-741-2203
FAX番号	045-741-2204
担当者	仲摩 光子
対応時間	8:30 ~ 17:00

その他、以下の公的機関においても苦情申出ができます。

神奈川県国民健康保険 相談窓口(国保連)	所在地	〒220-0003 横浜市西区楠町 27-1
	電話番号	045-329-3447
	ナビダイヤル	0570-022110
	対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
保土ヶ谷区 高齢 障害支援課	所在地	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9
	電話番号	045-334-6394
	対応時間	月曜日～金曜日 8:45～17:00
南区 高齢 障害支援課	所在地	〒232-0024 横浜市南区浦舟町 2-33
	電話番号	045-341-1136
	対応時間	月曜日～金曜日 8:45～17:00
港南区 高齢 障害支援課	所在地	〒233-0003 横浜市港南区港南 4-2-10
	電話番号	045-847-8495
	対応時間	月曜日～金曜日 8:45～17:00
戸塚区 高齢 障害支援課	所在地	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16-17
	電話番号	045-866-8439
	対応時間	月曜日～金曜日 8:45～17:00
旭区 高齢 障害支援課	所在地	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12
	電話番号	045-954-6115
	対応時間	月曜日～金曜日 8:45～17:00

21. その他

①訪問時に、感染予防のため手洗い場の提供をお願いします。

②訪問看護に関する実習生(看護学生や看護師等)の受け入れを行っております。

担当看護師と同行訪問させて頂きたく、訪問の有無をお伺いいたしますので、ご理解ご協力をお願い致します。

- ③職員に対する金品等の心付けはお断りしています。職員がお茶・お菓子、お礼の品物等を受け取ることも事業所として禁止しております。また、金銭・貴重品の管理はご家族が行って下さい。
- ④ペットがいる方は、訪問中はゲージに入れる、リードにつなぐ等協力をお願いします。大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけて頂くか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願い致します。職員がペットに噛まれた場合、治療費等ご相談をさせて頂く場合がございます。
- ⑤地震・台風・大雪による風水害が予測される場合、スタッフの生命の安全を第1に考えた体制を取らせて頂く場合がございます。その場合、通常の訪問時間より大幅に遅れる事や、訪問自体が出来ない事も予想されます。皆様には、ご迷惑ご心配をおかけいたしますが、昨今の自然災害の脅威が高まる状況を鑑みて何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。
- また、道路状況（国道1号線の渋滞等）により、訪問時間の変更をお願いすることもあると思いますので重ねてお願い申し上げます。

令和2年5月改訂
令和5年5月改訂
令和6年2月改訂